

意見募集(パブリック・コメント)結果

意見募集期間

令和元年12月15日(日)～令和2年1月14日(火)

意見提出総数

1人、1件

寄せられたご意見の概要

ご意見に対する本市の考え方

**該当箇所：基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実
主な取り組み発達・就学に関する相談体制の充実 (P43)**

「こども発達相談センターの体制強化と業務の効率化」について、効率化は必要としても体制強化が必要なのか疑問に感じる。当施設の利用者数の増加傾向は続くと思われ、いくら体制を強化しても追いつかなくなってしまうのではないかと感じる。

それに、小児科に発達相談をすれば医療費がかかるのにこども発達相談センターで無料なのは不公平に感じる。民間施設や小児科などの医療機関に機能分散させるなど、公的機関が発達相談を一挙に担うべきなのかも含めて再考すべきではないかと感じる。

こども発達相談センターでは、発達相談を通して保護者の不安に寄り添いながら、一緒に発達特性の理解を深め、必要に応じて子どもへの直接的な指導を行っています。また、関係各所と連携を図り、乳幼児期からの切れ目のない支援の一端を担っています。

ご意見のとおり、当施設の体制強化のみで利用者の増加に応え続けることは難しく、必要に応じ医療機関や民間施設を紹介する等、機能分散を図っていますが、発達相談を実施している医療機関・民間施設は少なく、運営方針や専門性もそれぞれ異なるという実情もございます。

虐待リスクが高いケースや経済的・精神的困難を抱えるケースでは公的機関との連携を要し、発達相談を担う公的施設は必須と考えますが、当施設以外の発達を支える場の広がりも重要であることから、医療機関や民間施設との連携について計画書に追記します。